

# 鳥取縣公報

號 外  
昭和十四年五月三十日

火曜日

本書ノ大キサ國定規格A5判

## 訓令

鳥取縣訓令甲第七號

敬聖文武ナル

天皇陛下 畏クモ本月二十二日青少年學徒ニ對シ優渥ナル 勅語ヲ下シ給ヒ文部大臣ハ特ニ訓令ヲ發

シテ切ニ 聖旨ヲ服膺スベキ旨ヲ懇篤諭示セラレタリ

伏シテ惟ミルニ

天皇陛下 深ク臣民ノ教育ニ御軫念アラセラレ屢々之ガ振興ニ關シ 優詔ヲ下シ給ヒ今又 勅語ヲ賜

ヒテ青少年學徒ノ嚮フ所ヲ昭示シ給フ

聖旨宏遠洵ニ恐懼感激ニ堪ヘズ

今ヤ我が國ハ未曾有ノ難局ニ際會シ之ヲ超克シテ以テ八紘一宇ノ大業ニ向ツテ邁進セントス而カモ  
前途ハ甚ダ遼遠ニシテ將來國民ノ後勁トシテ之ガ大成ニ當ルベキ青少年學徒ノ負ヘル任ヤ洵ニ重大  
ナリ縣下青少年學徒タルモノ益々忠君愛國ノ至情ヲ高メ學業ニ精勵シ身體ヲ鍛鍊シ徳性ヲ磨キ眞ニ  
國家有爲ノ材タランコトヲ期スベシ

各 學 校 長  
幼 稚 園 長

